

高島町立高島小学校「学校いじめ防止基本方針」概要版

【目的】本方針は、いじめ防止対策推進法第13条により、本校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定したものです。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめは、どの子にも起こりうる深刻な人権侵害であるという認識のもと、全ての児童の尊厳を保持するため、教育委員会、家庭、地域住民、関係機関等との連携を図り、未然防止・早期発見・早期対応・組織的対応等に全力で取り組む。

2 いじめ防止対策のための校内組織

いじめ防止対策等を進める中核として、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、教育相談担当、養護教諭等からなる「いじめ・問題行動防止委員会」という組織を置き、基本方針に基づく取組の実施（情報提供や研修）、いじめが発生した場合の対応窓口、緊急時の対応方針の決定などを行う。

3 いじめの未然防止等に関する取組

（1）教職員による指導

「いじめは人間として絶対に許されない」という毅然とした態度による学校・学級経営を進めるとともに、わかりやすい授業や児童を傷つけない言動に心がける。

（2）児童に培う力と取組

他者への共感的理解や互いの人格の尊重、円滑なコミュニケーション能力、ストレス対応力、自己有用感・肯定感等を道徳教育、読書・体験活動、社会参画活動等を推進し培っていく。

（3）児童の主体的取組

児童会における「いじめ防止に向けた話し合い」や「あいさつ運動」など、いじめ問題についての主体的取組を推進する。

（4）家庭・地域住民との連携

学年・学級懇談会、個人面談、家庭訪問、学校・学級だより等を通じて、いじめ防止対策等に関する認識を共有しながら信頼関係を高め、適切な情報交換のできる緊密な連携協力体制作りを進める。

4 早期発見について

（1）見えにくいいじめを察知する取組

日頃の見守りや信頼関係の構築により、小さな変化やサインを見逃さない。また、定期的なアンケート調査や生活ノート、日記、個人面談、家庭訪問等の機会を活用し、個別の状況把握に努める。

（2）相談しやすい体制の整備

児童及び保護者、教職員が抵抗なくいじめに関する相談がしやすい雰囲気醸成に努める。また、相談があった場合、悩みを決して過小評価することなく真摯に受け止め対応する。

5 早期対応・組織的対応について

（1）発見・通報を受けての対応

発見・通報を受けた場合は、どのような事案でも躊躇なく校内の「いじめ・問題行動防止委員会」に報告し、速やかに組織的対応を図る。また、いじめられている児童の生命、身体、財産等に重大な被害が生じる恐れがある時や犯罪行為として認められる時は、躊躇せず警察に通報する。

（2）被害児童及びその保護者への対応

徹底して守り通すこと、プライバシーには十分配慮すること等を伝え、事実関係の聴取を進める。

また、落ち着いて学校生活を再開できるよう、複数の教職員による見守りやいじめにあった児童の信頼できる人（友人など）による支援体制をつくるとともに、状況に応じて、外部専門家（心理・福祉・警察官等）の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ支援を行う。

(3) 加害児童及びその保護者への対応

事実関係の聴取を行うとともに、毅然とした態度で、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。その際、複数の教職員や必要に応じ外部専門家（心理・福祉・警察官等）の協力を得るなど組織的に対応する。

保護者に対しては、迅速な連絡を行い、学校と保護者が連携して適切な対応をしていくことの協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

また、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条に基づき適切な懲戒を加えることや、高島町教育委員会と出席停止制度の活用について協議する。

(4) 集団への指導

いじめには、加害者・被害者以外に、「観衆」（囃したてたりする人たち）や「傍観者」（黙認している人たち）という集団が存在する。このような集団に対して、囃す、黙認するといった行為は、いじめに加担する行為と同じであることや、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを理解させる。

いじめの解決とは、当事者間のみではなく、周りの者全員を含む集回が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるものであり、集団の一員として互いを認め尊重し合える人間関係を構築できる集団づくりに努める。

(5) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、プロバイダに直ちに削除を求める。その際、必要に応じ、法務局や警察等に協力を依頼する。また、情報モラルに関する教育を進めるとともに、保護者に対しても啓発を図る。

6 重大事態への対処

【重大事案と想定されるケース】

○児童が自殺を図った場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神等の疾患を発症した場合 等

いじめにより、当該児童に上記のような重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合、高島町教育委員会と連携し、第三者（弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉等の専門家等）による調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行い、その結果に基づいた事後対応、発生防止等の対策を、高島町教育委員会、警察署、児童相談所、教育事務所等と連携し進めていく。

7 教育相談体制及び生徒指導体制の強化

様々な機会をとらえた教育相談の実施や、節毎の指導重点項目と関連させた児童会主体の活動の充実を図る。

8 校内研修

いじめ防止対策等に関する研修を行い、教職員の意識の向上や取組の充実を図る。

9 学校評価の実施

いじめ防止対策等に関する自己評価、学校関係者評価を行い公表するとともに改善に取り組む。